


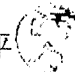
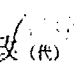
副本

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件
控訴人兼被控訴人（一審被告国）国ほか1名
被控訴人兼控訴人（一審原告ら）大川原化工機株式会社ほか5名

証拠申出に対する意見書

令和6年7月16日

東京高等裁判所第14民事部イ（二）C係 御中

| | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|---|
| 控訴人兼被控訴人（一審被告国）指定代理人 | 興 | 水 | 将 | 利 |  |
| | 西 | 方 | 俊 | 平 |  |
| | 杉 | 田 | 龍 | 政 |  |

一審被告国は、本書面において、一審原告らの令和6年4月1日付け証拠申出書（以下「一審原告ら証拠申出書」という。）による証人尋問の申出（以下「本件一審原告ら申出」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略称等は、本文中に新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 結論

本件一審原告ら申出は、速やかに却下されるべきである。

第2 理由

1 ■■■警部補について

- (1) 一審原告らは、■■■警部補が、「平成29年10月から平成30年2月に行われた経産省と警視庁公安部との打合せのうち平成30年1月以降の打合せに参加し」たほか、■■■検事、■■■検事及び■■■検事への相談に参加していたとして、経産省メモ（甲166の9ないし13）、捜査メモ（甲184）及び検事相談メモ（甲176の1ないし9）の作成経過、打合せにおいて経産省から聴取した内容、検事相談の内容を証すべき事実として、■■■警部補の尋問を申し出ている（一審原告ら証拠申出書2ページ）。
- (2) しかし、■■■警部補は、原審において、証人として採用され、その証人尋問において、経産省と警視庁公安部との打合せや検事相談の内容について、既に証言済みである。一審原告ら証拠申出書の証すべき事実や尋問事項をみるに、一審原告らの立証の主眼は、これら経産省と警視庁公安部との打合せ内容や検事との相談内容であると認められるところ、上記のとおり、■■■警部補は、これらの事項について既に原審で証言済みであり、控訴審において再度証言を得る必要性はなく、ましてやこれらの内容が記載されたとされる経産省メモ、捜査メモ及び検事相談メモの作成経過といった付随的事情につ

いて、控訴審において改めて証言を求める必要性も認められない。

なお、甲166の13の経産省メモ並びに甲176の8及び9の検事相談メモには、打合せ参加者として■■■■警部補の名は記載されていない。

2 ■■■■（以下「■■■■警部補」という。）について

(1) 一審原告らは、■■■■警部補が、「平成29年10月から平成30年2月に行われた経産省と警視庁公安部との打合せのうち平成30年1月以降の打合せに参加し」として、経産省メモ（甲166の9ないし13）の作成経過、打合せにおいて経産省から聴取した内容を立証趣旨として、■■■■警部補の尋問を申し出ている（一審原告ら証拠申出書3ページ）。

(2) しかし、原審において、■■■■警部補の証人尋問が実施されていないのは、一審原告ら自身、■■■■警部補を証人として尋問する必要はないと考えていた証左であり、控訴審における基本的な争点が原審と変わらないことからすれば、控訴審において■■■■警部補を証人として尋問する必要性は認められない。

なお、甲166の12の経産省メモには、打合せ参加者として、■■■■警部補の名は記載されていない。

以 上